

令和8年度就学援助(小学校新入学学用品費入学前支給)の申請について(ご案内)

尼崎市立小学校へ入学予定のお子様がいる保護者様で、経済的な理由によりお困りの方に対し、入学前に小学校新入学学用品費を支給します。申請を希望される方は、所定の申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付して申請してください。

1 申請できる方

次の(1)から(2)のどちらにもあてはまる方

- (1) 申請日時時点で尼崎市に住民票があり、お子様が令和8年4月に尼崎市立小学校へ入学することが予定されている方
- (2) 生活保護法の規定に基づく保護費を受給していない世帯の方

2 申請期間及び申請先

- (1) 申請期間

令和7年11月4日(火)から令和8年1月16日(金)まで(消印有効)

(日曜日、土曜日、休日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く。)

受付時間は午前9時から午後5時30分までです。(郵送可)

- (2) 申請先

尼崎市教育委員会事務局 学事企画課

(〒661-0024 尼崎市三反田町1丁目1番1号 尼崎市教育・障害福祉センター3階)

※入学予定の小学校への提出はできませんのでご注意ください。

3 必要書類

- (1) 就学援助費(小学校新入学学用品費)入学前支給申請書

※申請書はお子様 1 人につき1枚必要です。

- (2) 振込先の通帳又はキャッシュカードの写し

※金融機関名、支店名、口座番号及び口座名義が確認できるものをご用意ください。

- (3) 該当する申請理由の証明書

ア 児童扶養手当受給中の方

令和7年度児童扶養手当証明(有効期限が令和8年10月31日のもの)の写し

イ 令和7年1月1日時点で尼崎市外在住の方

令和7年度市町村民税・都道府県民税課税額証明書(写し可)

ウ 離婚、生計維持者の離職など、特別な事情がある方

(ア) 令和7年1月2日以降に離婚

離婚受理証明書など、離婚日及び子の親権を確認できる書類

(イ) 令和6年1月1日以降に失業

離職票、雇用保険受給資格者証

(ウ) その他

学事企画課にお問い合わせください。

4 申請受付後の支給までの流れ

審査結果のお知らせは令和8年2月中旬頃に、申請書に記載された住所に郵送します。支給時期は令和8年3月中旬頃を予定しています。

5 支給金額

40,600円(令和6年度実績額)

6 注意事項

- (1) 尼崎市立小学校以外の小学校等(私立、国立、県立又は他市町村立の小学校等)への進学を予定している場合は、申請することができません。
- (2) 申請後に、家族状況の変更、進学先の変更、尼崎市外への転出又は生活保護の受給開始等がありましたら、早急に学事企画課までご連絡ください。支給後にこれらの事実が判明した場合は、小学校新入学学用品費を返還していただくことがあります。
- (3) 「小学校新入学学用品費」の入学後支給は、入学後に就学援助を申請し、認定された場合に支給します。入学後、学校を通して申請のご案内をいたしますので、入学後に改めて申請してください。その他の就学援助についても同様です。ただし、「小学校新入学学用品費」を入学前に支給された方は、入学後に再び「小学校新入学学用品費」の支給を受けることはできません。
- (4) 入学前支給と入学後の就学援助では、審査に使用する所得の年度が異なるため、審査結果に相違が生じる場合があります。

7 申請書記入時の注意事項

- (1) 申請書記入の際は鉛筆や消せるボールペンは使用しないでください。
- (2) 記入した内容を修正するときは修正箇所を二重線で消してください。
- (3) 申請書の③「同居人(単身赴任者等の別居者を含む。)全員」の欄には、住民票の世帯にとどまらず、生計が同一となる方全員を記入してください。
- (4) 申請書の裏面に、通帳又はキャッシュカードの写しをのり付けしてください。その他の必要書類がある場合も、申請書の裏面にのり付けしてください。
- (5) 2人以上のお子様と同じ学校への入学を予定されている場合は、必要事項を一方の申請書にのみ添付し、他方の申請書には、裏面の「写しは()分に添付しています。」の欄の括弧内に、必要書類を添付した申請書に記入した入学予定者の名前を記入してください。

※ 申請書は令和7年11月1日(土)から尼崎市ホームページよりダウンロードすることができます。
検索ID番号:1013135

ご不明点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

〒661-0024

尼崎市三反田町1丁目1番1号

尼崎市教育・障害福祉センター3階

尼崎市教育委員会事務局 学校教育部 学事企画課

電話番号 06-4950-5671

FAX 番号 06-4950-5658